

# 予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年11月29日（月） 午前10時05分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長
8. 協議事項  
第3回臨時会（11月29日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

## 会議の概要

- ・ 開会 午前10時05分 閉会 午前10時14分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年11月29日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

**吉津委員長** 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。なお、委員会審査において副市長へ質疑をされる場合には、それぞれ所管する部課への質疑が終了したあと、最後に政策的な判断について意見を求めることとするよう、先日開催された議会運営委員会において協議・申し合わせがされておりますので、ご協力をお願いします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 1 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。審査は、歳入・歳出予算を一括して質疑を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永健康福祉部長** おはようございます。それでは、本臨時会に提出した補正予算について補足説明いたします。子育て支援課の所管になりますが、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」は、予算書 10 ページ、予算説明資料 1 ページに記載しておりますが、今回国から示された「令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」の中で、「市町村は、子育て特別給付金について、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに開始するものとする」とされておりますことから、本市においても年内支給を目指すため、本臨時会で給付に必要な予算を計上させていただくものでございます。以上で補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**ひさなが委員** おはようございます。それでは「第 3 款 民生費」「第 2 項 児童福祉費」「第 2 目 児童措置費」子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてお伺いいたします。まず対象者についてお伺いしたいのと、その対象年齢内に就職している、または結婚している方もいらっしゃると思いますが、そういった方々は対象になるのかどうかについてお伺いいたします。

**平岡子育て支援課長** おはようございます。最初に給付の対象者でございますけれども、年齢、生年月日でいきますと、平成 15 年 4 月 2 日の現在の高校 3 年生の年代ですけれども、それから、令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた子どもが対

象児童となりますが、所得制限のほうがございまして、令和 2 年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方は支給対象になりません。それから、対象年齢が高校生以下ということでございすけども、対象年齢内でありましたら就職されておっても対象児童となりますけれども、結婚されている場合は対象児童とはなりません。

**ひさなが委員** 次に、国からの入金スケジュール及び各家庭への給付スケジュールについてお伺いいたします。

**平岡子育て支援課長** 国からの入金スケジュールでございすけれども、入金スケジュールにつきましては未定でございすけれども、市からの交付申請に基づき、12月上旬から順次交付決定されるというふうにお伺いしております。それから、各家庭への給付スケジュールでございすけども、中学生以下で市から9月分の児童手当を受給されている方は年内支給を予定しておりまして、12月24日の支給を目指しているところでございす。そのほか高校生等につきましては、1月以降の支給となる予定でございす。

**ひさなが委員** システム等導入、更新委託料として500万円上がっておりますが、このシステムの役割についてと、今後このシステムが当事業以外に活用される予定があるのかお尋ねいたします。

**平岡子育て支援課長** システムの委託料につきましてはでございすけども、この役割につきましては、給付金の対象児童の抽出や、支給対象の判定などの給付金の対象者管理を行うほか、申請書や振込データなどの作成を行うといったシステムとなっております。それから、今後のシステムの活用でございすけども、費用の全額が今回の給付金、国の100%の補助対象となっておりますので、他の事業では使用することはできないというふうになっております。

**田村委員** それでは確認なんですけど、1つお伺いするんですけど、これよく聞かれるかもしれませんが、児童を養育している者の年収が960万円以上という条件がついております。これは世帯収入でしょうか。それとも世帯主の収入でしょうか。もし世帯主の収入がこれよりも低いけれども、たとえば同居している家族の収入がこれよりも高い場合があると思うんですけども、そういった場合はどのようにされるのでしょうか。

**平岡子育て支援課長** 所得要件につきましては、養育者の親御さん、収入の多い方のほうを、基準の方を対象として判定のほうをすることになっております。それと、年収につきましては扶養人数によりまして違うということになっておりまして、よく報道等で960万円という数字が出ておりますが、この方につきましては扶養が3人の方をもとにした金額ということになっております。

**中平委員** おはようございます。私は補正予算に関する説明書11ページの、説明資料1ページの最後の事務費についてお尋ねしたいんですが、この15歳以上

というか、高校生は児童手当外になると思うんですよ。そういう抽出作業はこの事務費の中でされているのかをお伺いします。

**平岡子育て支援課長** 15歳以上の高校生の抽出につきましては、先ほどシステム更新の委託料、このシステムのほうで抽出をすることにしております。

**吉津委員長** ほかにご質疑はございませんか。いま一度、補正予算全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:14 —